

平成29年3月13日

産業構造審議会 商務流通情報分科会 割賦販売小委員会 御中

オブザーバー（学習院大学教授）
小塚 莊一郎

第18回の小委員会には、都合により出席することができませんが、議題として予定されております事項に関し、下記のとおり考えますので、書面により意見を提出いたします。ご高配を賜りましたら幸いに存じます。

記

1. 改正割賦販売法に基づく省令改正について

改正法35条の17の8に基づくアクワイアラーの調査義務の対象は、「加盟店の悪質な取引」にも及ぼすべきである。このことは、クレジットカード取引において悪質な取引が多数行われているといった認識を前提とするものではない。むしろ、悪質な取引の有無及び件数は、そのことについて調査を行わなければ知ることができないはずである。

ただし、調査の方式については、画一化された形式的な手法をとることは適切ではないと考える。そうした形式的な対応が、取引関係者の負担感を大きくするであろうことは、クレジット利用者の包括支払可能見込額調査の経験に照らしても、容易に想像がつく。加盟店調査は実質を重視し、（当事者の主張や証拠を吟味する権限を持つわけではない）アクワイアラーの立場で判断しても明らかに問題があると認められる事例の有無を確認し、そうした事例があれば適切な対応をとるということを主眼とすべきである。

2. 前払式特定取引について

前払式特定取引業者に対する改善命令の基準を省令に委任した割賦販売法の規定は、業務面に関しては、「購入者又は指定役務の提供を受ける者の利益を保護するため……前払式特定取引に係る業務の運営につき是正を加えることが必要な場合」（同法35条の3の6

2・20条の2第1項3号)と包括的に定めるにすぎず、著しく簡素なものとなっている。このような規定の下で、省令の改正によって無限定に規制の内容を拡大していくことは、前回の委員会でも発言したとおり、規制の予見可能性等の観点から、適切ではない。実際にも、本類型の取引をめぐる提起されている問題事例の中には、性質を異にしているものが併存しているから、それらを適切に整理し、問題の性質ごとに規制の趣旨を明確にすることが適当ではないかと考える。

そのような整理としては、たとえば、次のように考えることが可能であろう。

- (1) 契約に基づく給付内容に関する契約締結時の適切な説明（消費者が過大な期待を抱くことの防止）
- (2) 契約期間中の前払金の保全
- (3) 契約期間が長期にわたることから生ずる消費者のニーズの変化に対する適切な対応（特定商取引法上の特定継続的役務提供における中途解約権に類する権利は法律によらなければ創設できないが、契約上の解約権行使の妨害を禁止することは省令でも可能である）
- (4) 事業運営における法令の遵守（消費者契約法に関する最高裁の判断が確立されれば、それに従った契約の実施を含む）

改善命令の基準という形で前払式特定取引業者に対する行為規制を省令に定める場合には、より具体的な内容を書き下す必要があることは、言うまでもない。しかし、それらの個別的な行為規制を単純に列挙するのではなく、上記のように、問題の性質に応じた一定の体系を明らかにし、それぞれの規制の趣旨をわかりやすく提示することは、事業者にとっても、また規制によって利益を受ける消費者にとっても、望ましいことであると考えられる。

以 上